

第1章

計画の基本的考え方

1 節 計画策定の趣旨

- 我が国は世界に類を見ない早さで高齢化が進んでおり、今後もさらに高齢化は進行することが見込まれています。
- 本県では、平成22年の国勢調査において、高齢化率が全国一となる29.6%となりました。平成26年10月1日現在の高齢化率は32.6%と、全国平均の26.0%を6.6ポイント上回っており、依然として全国一の高齢化率となっています。(高齢化率は秋田県年齢別人口流動調査及び総務省統計局公表の人口推計データ)
また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、平成42年には全国で本県だけが40%を越えて、41.0%にまで達していると推計しています。
- 県では、平成12年3月に「秋田県介護保険事業支援計画・第2次老人保健福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに同計画を策定しており、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第5期介護保険事業支援計画・第6期老人福祉計画」では、新たに地域包括ケアシステムの実現のための取組をスタートし、医療・介護・福祉連携促進協議会の開催や、セミナーの開催などを行ってきました。
- 平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第6期介護保険事業支援計画・第7期老人福祉計画」については、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開を図るとともに、高齢化率全国一の本県として、地域包括ケアシステムの実現に必要な取組をより一層発展させていく施策を進める計画とします。

2節 計画の位置づけ

1 計画策定の根拠

- この計画は、介護保険法、老人福祉法の二つの法律を根拠に策定する法定計画です。

- ・ 介護保険法（第118条）に基づく「県介護保険事業支援計画」
- ・ 老人福祉法（第20条の9）に基づく「県老人福祉計画」

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるようにするためには、様々な保健・医療・福祉サービスが連携して提供される必要があります。そのため、介護保険事業支援計画と老人福祉計画は一体的に策定することとされています。

2 計画の性格

本計画は、大きく、次の二つの性格を有しています。

- (1) 介護保険対象者に限らず、全ての高齢者を対象とした、高齢者施策全般にわたる計画になっています。
- (2) 市町村の介護保険事業計画が着実に実現できるように支援していくための計画になっています。

3節 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間です。

これは、介護保険法129条第3項で、第1号被保険者の介護保険料が概ね3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならないとされているため、計画も3年を1期としているものです。

次期計画のための見直しは、平成29年度に行うこととなります。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29						
計画の策定	第1期計画					第2期計画					第3期計画					第4期計画				第5期計画			第6期計画	
	今回の計画策定																							
	法・制度関係	●介護保険法施行					●介護保険法改正					●介護保険法改正					●介護保険法改正							
		●成年後見制度スタート					●高齢者虐待防止法施行																	
											●介護給付費適正化計画実施													

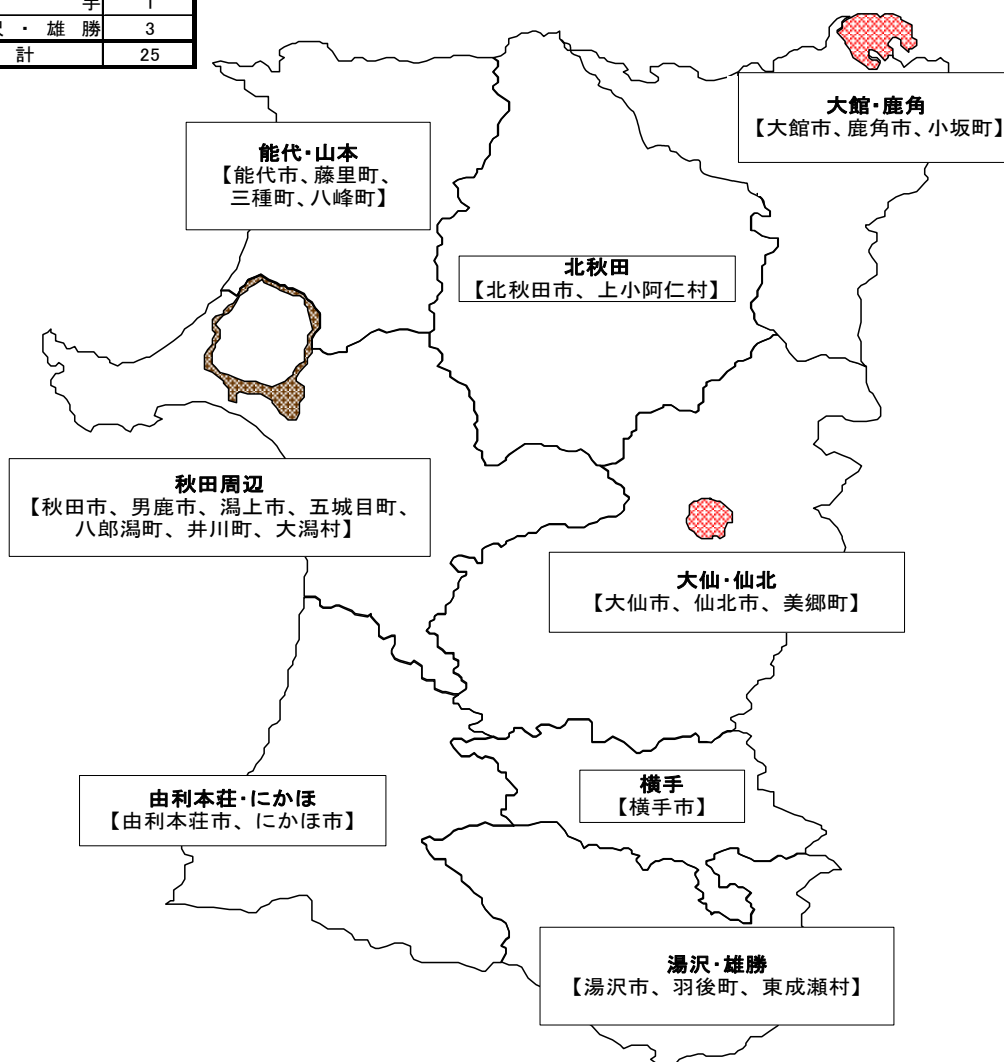
※ 計画期間は、第2期までは5年間（3年ごとに見直し）となっていたが、平成18年の介護保険法改正により、第3期以降は3年間になっています。

4節 老人福祉圏域の設定

- 高齢者の誰もが、どこでも、いつでも、必要な保健・医療・福祉サービスを受けられるためには、保健・医療・福祉資源を効率的かつ適正に配置し、相互の機能分担と連携を推進していく必要があります。
- そのため、この計画における老人福祉圏域は、「秋田県医療保健福祉計画」に定められている八つの二次医療圏（市町村の区域を越えた広域の調整を図る地域的単位）と一致させて設定した圏域ごとに、福祉サービスの確保や、介護保険サービスの供給量を見込みます。

老人福祉圏域

圏域名	市町村数
大館・鹿角	3
北秋田	2
能代・山本	4
秋田周辺	7
由利本荘・にかほ	2
大仙・仙北	3
横手	1
湯沢・雄勝	3
計	25



5節 計画の策定方法

- 本計画は、全ての高齢者を対象とした高齢者施策全般にわたる計画ですので、医療、介護、福祉をはじめ、サービス提供事業者、保険者、学識経験者等といった幅広い分野の委員で構成された「秋田県高齢者対策協議会」及び同協議会内の「高齢者介護部会」で審議し、意見や提言をいただいて策定しています。
- また、介護保険制度における市町村の独立性や、各市町村の地域の実情にあわせた自主的・主体的な取組を尊重し、本計画に定める各年度のサービスの量の見込みや施設整備量等は、県内各市町村の計画に定めるサービス量等に基づいて決めました。

6節 計画の構成

本計画は、全8章で構成されています。

構成としては、高齢者に関する現状や将来見通し、介護保険サービスのこれまでの利用状況等を把握した上で、今後取り組まなければならない課題を抽出し、本計画での目標及び各目標ごとに具体的に取り組む重点事項・各施策について記述しています。

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の性格、計画期間等、計画策定の基本的枠組みについて記載しています。

第2章 高齢者の現状と将来推計

計画策定の前提となる、高齢者数、世帯数、要支援・要介護者数の現状や将来推計を記載しています。

第3章 介護保険サービスの利用状況

第5期における介護保険サービスの利用者数、給付費、各サービスの種類別利用状況を記載しています。

第4章 計画の基本理念と基本施策

高齢者の現状と将来推計、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、この計画における基本理念と、この計画で取り組む4つの基本施策、基本目標および、各基本目標における重点事項を記載しています。

第5～8章 各目標・重点事項・施策

第4章で設定した4つの基本目標ごとに、「現状と課題」を明らかにし、「今後の取組」を記載しています。

